# 青峰団地法面対策(1工区)工事 特記仕様書

# 令和7年度

一般財団法人 久留米市開発公社

開発事業課

作成:令和7年9月

	特記仕様書
1. 適用	(1) 本特記仕様書は、■印をつけたものを適用する。
	(2) 本特記及び図面に記載のないものは、下記の図書による。
	■ 土木工事共通仕様書(福岡県県土整備部)
	■ 土木工事施工管理の手引き(福岡県県土整備部)
	■ 舗装設計施工指針((社)日本道路協会)
	■ 道路橋示方書・同解説((社)日本道路協会)
	□ 下水道土木工事共通仕様書(案)(国土交通省 都市·地域整備局下水道部)
	□ 久留米市公共下水道標準仕様書
	□ 下水道工事施工管理マニュアル
	■ 道路土工指針
	■ コンクリート標準示方書
	■ のり枠工の設計・施工指針(社)全国特定法面保護協会)
	   ■ 法面工事現場安全衛生管理の手引き(社)全国特定法面保護協会)
2. 共通事項	
①他工事との	□ 近接の工事とは、常に十分な調整を図らねばならない。
調整	下記の発注工事と調整を図ること。
	□ 久留米市発注の工事 ( )
	□ 久留米市企業局発注の工事 ( )
	□ その他官公庁関係の工事(発注者) ( )
	🛘 九州電力発注の工事
	□ NTT発注の工事
	□ その他通信事業者の工事(企業名) ( )
	口 その他の工事(発注者) ( )
②事前調査	■ 着工に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な事前調査を行い、
	十分把握のうえ施工しなければならない。
	下記の調査を行い、その結果を監督職員に報告すること。
	■ 着工前測量 (縦横断測量、官民境界確認 )
	■ 上空調査 (上空架空線 )
	■ 地下調査 (既設埋設管路の位置確認 )
	■ 影響調査 (近接する建物の着手前の確認 )
	口その他()
③本工事の制限	■ 本工事の施工にあたり、施工内容・施工時期・施工時間等について、下記の
◎ <b>乔工于</b> 邓州政	制限があるので、遵守すること。
	□施工内容()
	□施工時期 ( )
	■ 施工時間
	<b>一</b> その他
	□
	協議すること。

■④週休2日に関する	■ 週休2日の試行対象工事
事項	(1) 試行内容については、「久留米市週休2日工事試行要領(土木)」によること。た だし、間接工事費等の補正については、当初設計時より「通期」の4週8休補正率
	で計上している。
	(2)受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。
⑤遠隔臨場検査に	遠隔臨場の試行対象工事
関する事項	(1) 試行内容については、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」によること。
	(2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。
⑥情報共有システム	情報共有システムの試行対象工事
に関する事項	(1) 試行内容については、「久留米市情報共有システム試行要領」によること。
	(2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。
⑦ワンデーレスポン	ワンデーレスポンスの実施
スについて	本工事は、ワンデーレスポンスの対象であるため、「ワンデーレスポンス実施要領(久留米市)」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。
®ウィークリースタン	ウィークリースタンスの試行対象工事
えについて	本工事は、ウィークリースタンスの対象であるため、「ウィークリースタンス実施要領(久留米市)」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。
9産業廃棄物の	(1) 産業廃棄物の運搬車等に係る標示の義務付け有り。
運搬•処分	(2) 産業廃棄物の運搬車等に係る書面備え付けの義務付け有り。
	(3) 運搬処理について、下記項目の写真を品目毎に提出しなければならない。
	なお、状況写真では車両ナンバーが確認できるように撮影すること。
	①施工状況、積込み等の搬出状況写真
	   (4) 受注者は、舗装版切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)と
	して処理しなければならない。
	   (5) 受注者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物
	管理票(マニフェスト)の原本を監督職員に提示しなければならない。
	(6) 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量を
	取りまとめのうえ、監督職員と協議を行い契約変更の対象とする。
	(7) 受注者は、当該濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、当該
	濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施する
	とともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、
	マニフェストの原本を監督職員に提示しなければならない。
	■ 資源の有効な利用の促進に関する法律の規定により
	「再生資源利用計画(実施)書」及び「再生資源利用促進計画(実施)書」は、
	建設副産物情報交換システム「COBRIS」による工事情報の登録を行い作成
	するものとする。また、作成後は「建設副産物情報交換システム工事登録証
	明書」、「再生資源利用計画(実施)書」、「再生資源利用促進計画(実施)書」を
	監督職員に提出し、その内容を説明しなければならない。
	なお、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に
	報告しなければならない。
⑩事後調査	■ 竣工にあたり、事前調査の状況報告、復元等について報告すること。
	下記の事後調査については、その結果を監督職員に報告すること。
	■ 竣工時測量 (縦横断測量、官民境界確認 )
	■ 上空復元報告 (上空架空線 )
	■ 地下調査報告 (既設埋設管路の位置確認 )
	■ 影響調査報告 (近接する建物の竣工後の確認 )
	口 その他 ( )

3. 土工					
①残土(建設発生土)処分		改良土プラント施設を	処分地の指定(下語	(5)	
		処分地(	の名称	所在	E地
		(株)案納	工務店	福岡県久留米市高	5良内町3895-2外
		なお、選定にあたって 努めなければならない COBRIS対象工事は、 「建設発生土処分地確	夏する場合は、福岡県では、久留米市内にこ。 。 、工事着手前までに 「認書」を監督職員へ	上の承認施設より選定す プラント施設がある施設の「建設発生土処分地計画 ・速やかに提出すること。 もあわせて提出すること	D中から選定するよう 「書」、工事完成後に
		その他処分地の指定	包含 (下記)		
		処分地の	所在地	受入側の工事名又は事業名	
		「建設発生土処分地確 なお、COBRIS対象エ	は、監督職員の指示 、工事着手前までに 「認書」を監督職員へ 「事は「土砂受領書」 」に搬出する場合、盛	示による。 「建設発生土処分地計画 速やかに提出すること。 もあわせて提出すること 主土規制法の許可を受け	0
②埋戻し		材料指定有り			
		再生利用土	(		)
		購入土(下記) その他(下記)			
		材料	 ·名		 件
		改良土		福岡県県土整備部承認岡県認定リサイクル製品	
		I I di I lla de te a			
4. コンクリートエ	Ш	材料指定無し			
1生コンクリート仕様		 下記仕様による			
		種別	σck	最大粗骨材寸法	スランプ
		 一般仕様書による			
②セメントの指定		下記仕様による			
		高炉セメントB種			
		普通ポルトラント・セメント			,
		その他(			)
		 一般仕様書による			
③水:セメント比			(鉄筋コンクリートについ	ては55%以下、無筋コンクリー	-トは60%以下とする。)
		水:セメント比は標準と	する		

5. 基礎工						
①杭基礎	□本□	L事において杭基	礎有り			
	□ 杭の許容支持力は下記による					
		施設名                支持力			支持力	
					KN/本	
					KN/本	
	□試	険杭の指定				
		施設名	本数	杭長	備考	
			監督職員の指示による	– m	1. 本杭に使用し、余長分は切断	
					2. 位置は監督職員と協議	
					3. 杭長以外の仕様は本杭と同じ	
	試試	検杭の結果、杭長	に変更が生じた場	合は、監督		
	□ 施.	<b>エ方法</b>				
	ロプレ	ボーリング拡大根固	め工法[建設大臣	認定]		
	□ その	の他(	)			
	□載マ	<b>苛試験</b>				
	口要(		本)			
	口不	要				
	□杭α	の材質、形状、寸流	法等は設計図書に	よる		
	■ 本	エ事において杭基				
②直接基礎	□本□	エ事において直接	基礎有り			
	□載マ	苛試験 要				
	試具	<b>険法</b> (			)	
	□載マ	苛試験 不要				
	■ 本.	L事において直接	基礎無し			

6. 仮設工	口 指定仮設工法有り	
	■ 任意仮設工法有り	
	□ 本工事において仮設工無し	
①土留工	□ 本工事において土留工法有り	
	□ 一般仕様による	
	口 指定工法	
	仮設材	工法
②仮設物の存置	□ 本工事において仮設物の存置有り	
	□ 本工事で施工する下記仮設物については、工事完	成後も存置すること。
	仮設物の内容	
	□本工事で使用する下記仮設物については、既に設	置済みである。
	仮設物の内容	
③水替工	□ 本工事において水替工有り	
	□ 釜場排水	
	□ ウェルポイント(設計図書による)	
	ロ ディープウェル(設計図書による)	
	□その他(	)

7. その他					
①付帯工	□ 付帯工にあたり下記指定事	 項有り			
	工種	指定事項			
②材料規格指定	■ JIS規格				
について	□ 材料規格に下記指定事項を	<b>雪り</b>			
	品名	備考			
		MD - 3			
	口化ウ束药無				
<b>◎ナ</b> エ <b>ま</b> の注意	□指定事項無し		エナフェ は		
③本工事の注意 事項	□ 本工事は青峰小学校の正成 十分な安全対策を講じるこ。	門から半径500m以内の指定通学路を施 と。	上する7:60、		
	□ 本工事は来客者用駐車場を 出入口の確保を講じること。	を保有する店舗の沿線を施工するため、 ,			
	■ 本工事は土砂災害特別警戒 緊急車両の通行や迂回路の	成区域、土砂災害警戒区域を施工するた D確保を講じること。	<u>-</u> め、		
	□ 本工事は夜間工事のため周辺家屋等への環境対策を講じること。				
	□ 施設管理者(道路)等による本工事の注意事項				
	口 旭故官垤有(追路)寺による	)本工事の注息事項	\		
		ᄼᄷᄜᅋᄔᄽᆂᆂᄓ	)		
	□本工事は概算数量設計の力		ヨノ 組取 ェー・ハフ・・		
		ごは、新型コロナウイルスの感染拡大の駅 め、発注時は見積りにより○○○○○			
	と設定している。本資材単個	<b>晒については、契約後の特別調査の結果</b>	火第では		
	設計変更の対象となる。				
	て、設計変更および工事中 会」の開催を求めることがで		計変更協議		
		の申し出については、工期末の30日前( 1前)までに行なうものとする。	工朔刀100日		
	(2) その他、本工事に際し、疑義 こと。	<b>義が生じた場合は、すみやかに監督職員</b>	と協議する		
	(3) 現場代理人、主任技術者は	こ、腕章を着用すること。			
	かに路面の清掃を行うこと。	る土砂等の散乱により道路を汚した場合 ただし、通行障害や低温時の散水によ に候等を慎重に判断した上で、公衆の安 じること。	る路面凍結		
	(5) 代価表については、原則的	に添付しない。			

④交通誘導員	■ 交通誘導員有り	
	□ 指定路線での工事	
	(第1条) 本工事は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通	
	誘導員は交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び	
	教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能	ŧ
	有する警備員と認めた者については、この限りではない。なお、「警備員等の検 定等に関する規則」第2条において、配置を義務づけられた警備員には上記た	
	たずに関する規則第2米において、配置を載物 200500に言順員には工能に だし書きは適用できない。	
	資格 資格要件	
	1・2級交通誘導警 大き で で ままがな かっぱい せい ちょうしょう はい かんかい はい はい かんかい はい はい ちょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	
	「こ級又通品等言   技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認め     備検定合格者   た者	
	交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等 ・警備業法における指定講習を受講した者・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者	
	(第2条) 本工事における交通誘導員は、規制箇所毎に交通誘導員Aを1名、れ以外を全て交通誘導員Bで計上しているが、交通管理者との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。なお交通誘導員Aと	
	は、「警備員等の検定等に関する規則第1条第4号」に規定する1級又は2級検定合格警備員をいい、交通誘導員Bとは、交通誘導員A以外の1級又は2級検定合格警備員、及び監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者をいう。	斗
	■ 指定路線外での工事	
	(第1条) 本工事は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通 誘導員は交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。ただ し、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び 教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能な 有する警備員と認めた者については、この限りではない。	ゾ
	*1 <b>22 位</b> 1	
	配置箇所 ■ 施工区間の前後	
	□ 交差点部	
	口その他	
	(歩行者誘導1人)	_
	□ 交通誘導員無し 交通誘導員については、原則設計計上しない。	
8. 共通仮設費		
1)運搬費	□ 指定事項有り	
	┃ ■ 指定事項無し	
2)準備費	│ □ 指定事項有り │ │	
	■ 指定事項無し	
3)事業損失防止	□ 指定事項有り	
施設費		
	■ 指定事項無し	
4)安全費		
工事標識、	工事標識、保安施設標識の設置箇所等については、監督職員と綿密に協議す	
保安施設標識	ること。	

5)役務費		指定事項有り		
		借地		
		(		)
		電力		
		用水		
		その他		
		指定事項無し		
6)技術管理費		指定事項有り		
		指定事項無し		
7)営繕費	-	指定事項有り		
7 11120				
		指定事項無し		
8)現場環境改善費		指定事項有り		
		指定事項無し		
9. 現場管理費				
支給品等		本工事において支給品等有り		
		支給品等有り		
		品名	場所	延長
			!	
		支給品等無し		
10. 検査				
①中間検査		下記事項については、検査を要するた	め、監督職員と協議す	·ること。
		部分使用検査 (		)
		随時検査		)
		材料検査		)
		その他(		)
		工事の適正な品質を確保するため、自	主的な社内検査を実施	 拖。
		なお、社内検査報告書の提出は必要を		
①施工計画書の提出	(1)	施工計画書の提出(当初請負額5000万	 5円以上の場合)	
について	(2)	施工計画書(簡易版)の提出(当初請負	額5000万円未満の場	合)
	\_/	ただし、「施工管理計画」「安全管理」		
		副産物の適正管理方法」について記載		
		また、下記事項については、監督職員		-
		記載事項	内?	
		配合計画書	植生基材の材料	
		施工図	法面工の平面図、横	
		,,,, <del>→</del> E3	(二四二、)	- ロ・ハル」 た 外主
			<u> </u>	
	<u> </u>			

②工事の一部を下請に出す場合	①施工体制について 受注者は、下請工事がある場合、下請契約後10日以内に監督職員へ提出するものとする。施工体制に関する次の書類を監督職員に提出するものとする。また、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内に提出するものとする。ただし、提出期限は年末年始(6日間)を含めない。なお、施工体制台帳、施工体系図および誓約書(下請負人用)の写しの提出に際して、その内容のヒアリングを監督職員から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。また、受注者は施工体制台帳および施工体系図の写しを「工事関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所」に掲示しなければならない。  (1) すべての工事 ・・・ 施工体制台帳・施工体系図・誓約書(下請負人用)※工事外注計画書・下請契約報告書の提出は不要  ②下請人の市内優先活用 受注者は、下請契約の相手方を市内中小企業から選定するように努めなければならない。また、下請契約の相手方を市内中小企業から選定するように努めなければならない。また、下請契約の相手方を市外業者(市内に本店を有する業者以外の業者)とする場合は、施工体制台帳の提出と併せて「選定理由書」を監督職員に提出す
	9 の場合は、他工体制占版の提出と併せて「選定理田舎」を監督職員に提出9     ること。
③安全訓練等 の実施について	安全訓練等の活動計画書については現場着手前に、活動報告書については工事安全対策自己点検チェックリストを実施後7日以内に工事打合せ簿にて監督職員に提出しなければならない。ただし、提出期限は年末年始(6日間)を含めない。
12. 追記事項	
①工事各種保険	第三者保険の加入
	(1) 受注者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、工事の施工に伴い 第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。
	法定外の労災保険の付保
	(2) 受注者は工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。
	なお、受注者は上記保険の証券等(契約内容が分かるもの)の写しを監督職員 に提出すること。
②公共事業各種 調査等に対する 協力	(1)公共事業各種調査の協力について 本工事が公共事業各種調査等の対象工事となった場合、調査票等に必要事項 を正確に記入して提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工 事の工期経過後においても、同様とする。
	(2)公共事業各種調査に伴う日常管理について 本工事が公共事業各種調査等の対象工事となった場合に、正確な調査票等の 提出が行えるよう、労働基準法等に従って日頃より管理しなければならない。
	(3) 公共事業各種調査に伴う下請け契約業者について 本工事の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請け工事の受 注者(当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前(2)項と 同様の義務を負う旨を定めなければならない。
③下請負人等の 選定	(1) 下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選 定するよう努めなければならない。
	(2) 工事材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有する ものの中から選定するよう努めなければならない。

は、当該工事の施工に当たって次に掲げる事項を遵守し 団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査」 。	の旨を速やかに監
に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査_ :。	
円体よう エル亜さに L 7 地中立はエ東は守た立はも 担。	
	れがある場合は、
<b>よ、当該工事の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵</b>	守しなければなら
選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置	
	書(下請負人用)」を
作工程が主たる工程となる工事を除く)の受注者は、次	
	)に加入しなけれは
者は、当該工事の下請人を連携会議に加入させなけれり	<b>ばならない。</b>
出席、警察による工事現場への指導など、暴力団等排除	
予定価格による設置基準	会議形態
引以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	総会
千万円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	研修会
会:元請及び下請け事業所の代表者と、警察署暴力団対課長・施工部局の長が一堂に会する会議	<b>计策担当</b>
会:元請及び下請け事業所の現場責任者が一堂に会す 等に、警察と市が出向いて研修を行う会議	る工程会議
	円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事 千万円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事 会:元請及び下請け事業所の代表者と、警察署暴力団対 課長・施工部局の長が一堂に会する会議 会:元請及び下請け事業所の現場責任者が一堂に会す

⑧熱中症対策に	
関する事項	(1) 受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書に本試行工事の工事期間中における真夏日の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。
	(2) 真夏日とは日最高気温が30°C以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30°C以上の場合とする。 なお、WBGT を用いて真夏日を計測する場合は、WBGT が25°C以上となる日数を真夏日とみなす。
	(3) 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
	(4)対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率= 工期期間中の真夏日÷ 工期
	(5) 受注者より提出される計測結果資料により真夏日率を確認後、現場管理費率を 補正し、請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。
⑨工事カルテの 作成登録	受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、コリンズに基づき、受注・変更・完成・訂正時に建設実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し原則として、システムからのメールに添付して提出すること。監督職員の確認後、登録時に、監督職員から「工事実績データに登録の承諾」、「工事名」、「確認年月日」を記載したメールを受領すること。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。ただし、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ発行時にシステムから監督職員にメール送信される場合、監督職員への提示や提出は不要とする。
	<ul> <li>○受注時:契約後、土・日曜日、祝日などを除き10日以内</li> <li>○変更時:変更があった日から、土・日曜日、祝日などを除き10日以内</li> <li>○完成時:工事完成後(※)土・日曜日、祝日などを除き10日以内</li> <li>(※)検査職員が合格と認めた日</li> <li>○訂正時:適宜</li> <li>※)変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。</li> </ul>
⑩前払い	■ 本工事の契約は、2ヵ年度にわたるものであるが、契約年度に次年度の工事完成の時期を保証期間として、前払金を一括して支払うものとする。
⑪部分払い	□ 令和 年度末に出来形検査を受け、同年度内に部分払いの請求を行うこと。

# 契約に関する特記仕様書

#### (監理技術者の兼務)

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)~(9)の要件を全て満たさなければならない。

ただし、当初予定価格(税込み)が3億円以上の工事、または、低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、特例監理技術者の配置は認めない。

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。 ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数 の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が 認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に 限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、久留米市内又は久留米市の隣接自治体内の工事でなければならない。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会 等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 本市以外の機関が発注する工事との兼務は、いずれの発注者も認めるものであること。
- 2. 監理技術者補佐を設置し、特例監理技術者を設置する工事に該当することが受注時に予め判断される工事は「特例監理技術者兼務申請書」を契約締結までに発注者に提出し、承認を得ること。
- 3. 届出した技術者は真にやむをえない場合を除き変更できない。 (監理技術者の兼務を止め、 監理技術者補佐を解除する場合を除く)
- 4. 工事の途中で専任の監理技術者が監理技術者補佐を設置し、他の工事現場を兼務する場合、または監理技術者補佐の変更・解除がある場合は、予め監督職員等と協議を行い、技術者の配置、変更等を行う前に「特例監理技術者兼務申請書」もしくは、「監理技術者補佐変更・解除届」を提出し承認をえること。なお、「監理技術者補佐変更・解除届」は発注者が受理したことをもって承認したものとみなす。

## (専任を要する主任技術者の兼務)

請負代金が4,500万円以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は2箇所まで建設工事を管理することができる。

ただし、兼務する工事の一方が、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、 電気工事、管工事、舗装工事であること。また、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。

#### (現場代理人の兼務)

以下の条件を全て満たす場合に現場代理人の兼務を認める。

- ・兼務する工事の両方又はいずれか一方が、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事であること。また、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。
- ・兼務工事件数は2件までとし、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- ・兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注 者が認めるものであること。
- ・監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

なお、上記に関わらず次の要件を満たす場合は、3つの工事現場の現場代理人の兼務を認める。

- ・兼務する工事の全てが、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式工事であること。
- ・工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- ・兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注 者が認めるものであること。
- ・監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

#### (余裕期間)

- ・本工事の工期は、契約締結日の翌日から245日間であるが、工事着手前の余裕期間10日間を 含んでいる。
- ・余裕期間内は、原則として着工(施工計画書の作成・提出等現場施工の準備開始)しないものとするが、監督職員との協議により着工することもできる。
- ・技術者の専任配置を要する工事については、着工日から技術者の専任を求めることとする。 ただし、現場施工(資材の投入や仮設物の設置等)の着手日が仕様書等に明記されている場合 には、現場施工の着手日から専任配置を求める。
- ・現場代理人は、現場施工の着手日から常駐を要する。
- ・コリンズ登録は、余裕期間終了日(余裕期間内に着工する場合は、着工届の提出日)までに行 うこと。
- ・工事金額(諸経費)の積算においては、余裕期間は考慮していない。

### (着工届)

- ・着工届は、余裕期間経過後7日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着工する場合には、 その前日までに提出すること。
- ・工程表は、着工届と合わせて提出すること。
- ・工程表には、余裕期間を表示すること。

位 置 図

